

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H23. 3. 15(火) 10:00～

第二委員会室

開 会 10:02

委員動静報告

委 員 長

8名出席。遅刻～田村。これより本日の会議を開く。

労働費・農林業費・商工費

委 員 長

労働費・農林業費・商工費を一括して説明を求める。経済部長。

若山部長

（労働費・農林業費・商工費について説明する。）

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

2点資料要求する。

① 歳入にかかわるもので、保育料の負担区分ごとに第1段階から第8段階までの世帯数がわかる資料。

委 員 長

② 今年度の畜産試験場跡地事業の関係で、22年度事業の成果が常任委員会に報告されていない。22年度に行った畜産試験場跡地活用策の成果がわかる資料。ただいま清水委員から資料要求のあった2点について、委員はよろしいか。（よし）所管では用意できるか。

五十嵐課長

② 今22年度の実績として計画書を策定中である。それが今月末にできる。それができ次第、常任委員会に報告する予定である。

清 水

恐らく今任期中に常任委員会は開かれないと思う。策定中の図や21年度に計画したパースなど今の時点でできている案でよいがいかか。

五十嵐課長

現時点でまとめられる範囲で提出したいと思う。

井 上

中途半端なものを出されても困る。影響のない形にしなければならない。建設的な意見の中でやってもらえればよいが、そうでなければ大変困る。そういうところをきちんと把握しなければならない。本当に出すことができるのか。

若山部長

何も成果が報告されていないということだが、随時私たちの動きは常任委員会に報告している。最終的な経過がどのようになっているのかということだと思うが、私どもとしては最終的なものをきちんと示したいということで、3月にでき上がるものを常任委員会で報告したいと考えている。パースなどは今の段階では提出できない。その内容については口頭で説明したいがいかか。

清 水

質疑で行うこととする。18日に定例会が終わって、統一地方選挙に入るわけだが、大事な内容なので常任委員会招集について検討することをお願いしたい。

委 員 長

資料要求は保育料の関係1点のみということにする。

それではこれより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P98～99、災害時要援護者の避難支援プラン作成支援事業について、今回の大地震に関連して滝川でも直下型の地震が起きる可能性がある。その支援プランがどのようにでき上がるのか。机上のプランで単に町内会に示されるだけでは困る。町内会などどのように行っていくのか説明願う。

② 中空知地域職業訓練センター協会負担金が相当あるが、職業訓練センターは市民にとってわかりづらい。協会と市の関係、また市民に対しての職業訓練がどのように新しく行われるのか伺う。

③ P104～105、エルムダム関係の負担金がだんだん減っているのではないかと思う。いつも利用件数が6件程度なのだが、現在の利用戸数、今後の残金について伺う。

④ 滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費が6,700万円だが、平成20年には

4,700万円程度だった。約2,000万円程度多くなっている。3,170万円台の運営管理費を支出していると思う。結構な費用を支出して黒字ということでは、市民感情としては結局運営管理費が大きくものを言っており、納得がいかないと思う。このことについて説明願う。

⑤ 滝川グリーンズ貸付金について、3,580万円が年度末に戻るということだが、必ず戻ってくるのか伺う。

⑥ P110～111、たきかわ観光協会補助金にかかわって、冬まつりの会場が文化公園と丸加高原をさまよっている。観光協会が主導しているようだが、なぜこのようにさまよっているのか伺う。

⑦ 横綱白鵬関プロジェクトの関係で、白鵬の人気と不祥事の続く滝川との取り合わせは市民の中でも賛否両論がある。ことしの費用と予定について伺う。

⑧ 役目の終わったどうぶつらんどに750万円かけているが、整理や終園の見通しについて伺う。

⑨ スカイスポーツに要する経費が大変少なくなっている。市の職員を派遣していると思うのだが、そろそろ自立しなければならないと思う。市の職員の費用について伺う。

⑩ 丸加高原伝習館の関係で経営状態はどうなっているのか。従業員が客が来なくても市からのお金で十分だと話したといううわさがある。管理代行負担金を当てにして、営業状況が悪くなっているのではないか。そのことについての見解を伺う。

橋本副主幹

① 災害時要援護者避難支援プランは21年度から進めており、災害が発生したときに高齢者や障がい者、3歳未満の幼児、また介護保険の認定を受けられている方で避難所まで避難できない方をいかに迅速に町内会の地域の支援者の方の協力をいただきながら避難を無事に終わるかといったことを説明させてもらっている。22年度までの間に273町内会で8,200名の対象者のうち92町内会で4,418名のお宅に訪問させていただいた。そういった中で災害のときに元気ですぐに避難できる方もたくさんいる。訪問する中で単独では避難できない方を聞いて、避難支援プランを作成する。避難支援プランをつくった方には町内会長と話をし、町内会で支援してもらえる方を決めて、町内会の協力のもと避難するという形で進めている。あと181町内会で3,780名をもう一年かけて訪問する必要がある。273町内会には1度説明しているが、そのときの事情によって、町内会で進めるのは難しいということもあったので、もう一度訪問させていただきながら支援プランを進めていきたい。予算について、訪問する説明員2名の人件費として307万7,000円、訪問するための車のリース料として183万6,000円、それに伴うガソリン代として40万6,000円、訪問するための住宅地図等の購入費として6万円ということで492万9,000円という形で予算を組んでいる。ことしもまだ訪問していない町内会には力強く説得して、市内の町内会すべてにこのプランを進めていければと考えている。

志賀副主幹

② 中空知地域職業訓練センター協会の運営費並びに事業内容等について、中空知地域職業訓練センターは、中空知5市5町の総意のもと、昭和59年に開所した職業訓練施設である。22年度、総事業費は1億円となっている。そのうち5市5町が負担している運営負担金は総額2,109万円となっている。そのうちの1,600万円程度を滝川市が運営負担金として負担している。事業内容は主に国からの受託訓練、求職者の技能養成並びに在職者の技能向上訓練等である。地域住民に対しての住民講座、主にパソコン関係で現在、毎年のように実施し

ている。2年に1度地域住民に研ぎ澄まされたわざを見ていただくという匠の技とふれあう日を開催している。地域住民に密着した地域の職業訓練の場となっている。

日口主幹 ⑨ 市職員の派遣はない。スカイスports担当職員としてかかわっている。スカイスports事業としては、市のまちづくり事業、観光を初め、教育や防災の面でいろいろな計画をし、実行している。その事業実施に要する費用は、協会と連携のもと、協会のほうで費用負担をしていただいている。市のスカイスports関連予算は非常に小さな額で済んでいるということである。

壽永主査 ③ 利用戸数は13名である。平成20年、21年、22年と1名ずつ増加している。わずかながら増加傾向である。この負担金はエルムダムの維持管理にかかる経費なので、この施設を稼働している限りは基本的にこの程度の経費はかかる。

新井課長 ④ 20年度と23年度の比較で、確かに2,000万円程度増加している。大きなものでは施設の修繕料として23年度1,511万6,000円を計上したが、20年度は155万円という金額だったので1,400万円程度ふえている。これは修繕箇所が多くなっていることが原因である。食と健康の養生館の管理代行負担金についても見直しによって500万円程度の増額をしている。そういったことで予算がふえている。

阪本室長 ⑤ 3,580万円の貸付金だが、基本的に年度末に戻っている状況である。
⑥ 冬まつりについては、観光協会が事務局となり実行委員会を昨年開いている。その中で文化公園と丸加高原のどちらかで行うという論議はされた。昨年までは道の補助金をいただいていたが、ことからはなくなった。その補助金の関係もあり、今回最終的に文化公園で行ったところである。今後においても予算の絡む中でいろんな論議をしながら、観光の効果も含めて選定を行いたいと考えている。

⑦ 白鵬関プロジェクトについては昨年6月13日に観光大使に就任いただき、3年間の観光大使を受け入れていただいた。昨年秋の収穫祭に来場され、多くの人が訪れた。同時に道内外から多くの報道陣も訪れ、テレビや新聞等で滝川が大きく紹介された。23年度も現在八百長問題で相撲協会が揺れているが、出村地域振興アドバイザーと協議をして、白鵬関については菜の花と田植えの6月と秋の収穫祭に来ていただくことで調整している。費用だが、基本的に横綱白鵬関の旅費として100万円程度見ており、2回来ていただくことで報償費1回100万円を2回として、200万円計上している。事業費についても春のイベント、秋のイベントで約150万円、その他経費を計上して、合計で580万円となった。

前田主査 ⑧ 新タッグ計画に基づいて、予定どおり平成23年度をもって閉園という予定で動いている。現状においては、11月3日が営業最終日となる予定である。

五十嵐課長 ⑩ 丸加高原伝習館については、平成18年度までは直営、19年度から指定管理を導入したという施設であり、19年、20年に指定管理をしてもらったが、各年1,000万円以上の赤字ということで、2年で撤退した。その後、21年度から現指定管理者が引き継いでいるわけである。21年度の経営状況については、昨日資料要求にあったが、21年度の決算で赤字額が21万2,000円というところまで収支を合わせるようになってきた。ただ、年々利用者が減っている状況である。歳出のほうを節減して収支を合わせている。公共施設なので利用者を拡大するというのが最大の目的だと思っている。その辺についても21年度から随時指定管理者と協議をして、指導しているという状況である。21年度の決算

規模についても6,000万円相当なので、そのうちの指定管理代行負担金が2,400万円程度ということで、管理代行負担金だけでは運営はできず、やはりその他の売り上げを指定管理者みずから上げて運営をしなければならないということである。そのためにも営業力を強化して、客をふやして売り上げをふやすという目的に向かって今後とも協議を進めていきたい。

渡 辺

丸加高原伝習館について、営業の意欲があるのかどうかを市がきちんと把握しなければならない。滝川市内でも伝習館の宣伝チラシなど見たことがないと言っている。営業の意欲について市としてどのように考えているのか伺う。

五十嵐課長

指定管理者の営業について毎月報告がある。その中で今力を入れているのが、江部乙地区の地元を中心に営業を重ねている状況である。町内会長を回ったり、団体を回ったり、会社を回ったりと重点的に行っている。またその他のPRとしてプレス空知に随時自主事業等の宣伝を載せている。確かに客をふやすのは営業力の強化しかなく、PR方法等についても指導したいと思っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

水 口

① P109、街なか共同住宅建設事業補助金について、22年度840万円、23年度840万円ということで同額の計上だが、これを計上するに当たって、22年度の実績がこうだったので23年度もこのようになるという形の計上なのか、その辺の経緯について伺う。

② 丸加高原について、指定管理受託者の評判が非常によくないという話を聞く。先ほどの答弁の中に営業力のアップなどの対策を講じているということだが、指導することで可能性があるというふうに判断をしているのか、幾ら営業力をアップさせるために指導してもこれでは限界があると判断しているのか、見きわめが必要なのではないかと思う。幾ら指定管理で3年という期間を定めていてもその辺というものをどういうふうにとめて、23年度も同じ指定管理という形で3年目に突入するのか、経過について伺う。

長瀬次長

① 街なか居住推進補助事業ということで地域住宅交付金の制度にのっとり、21年度から24年度までということで北海道の地域住宅計画のほうに掲載してもらい中活計画の認定もいただいているところである。21年度から計画して24年度まで目標値ということで事業計画している。22年度はエリア内に1棟4戸が建設されているが市外業者の建築のため対象外となっている。22年度の問い合わせ件数は5件で、要件を緩和した中で具体的相談があったが実施には至らなかった。23年度は現在その事業が実施見込みとなっていることから1件事業採択になろうかと思う。12戸70万円という予算を計上しているが、現在相談に上がっている物件については、店舗、住居合わせて12ということで現在相談を受けているところである。引き続き今年度も建設業者、不動産業者、市内の金融機関等に働きかけ、より活用してもらうようPRに努めたいと考えている。

五十嵐課長

② 指定管理者の評判がよくないということだが、私どものほうにもそういった情報が伝わってくる部分もある。その都度伝習館に行き、例えば接遇などを指導している状況である。私どもも利用者の一員として、昨年の忘年会に伝習館を活用して、そのときの対応なり、内容をその後集約して、指定管理者のほうに指導するというのも実際行った。指定管理者の営業努力だが、この冬も冬まつりの場所は文化公園に移ったが、みずから伝習館の中に滑り台、かまくら等をつくって、その中で自主事業を行っている状況である。営業努力といった面ではある程度しているのではないかと思う。昨年から社長を含めて、改善について協議をしているが、そういった中で23年度利用者の増加に向けて行っ

ていきたいと考えている。

水 口

丸加高原の関係だが、努力をしていることは理解した。これに関しては直営の時代から採算がなかなか厳しい状況の中で、指定管理という経費を削減してでも収支をうまく合わせたいという努力をしつつも、指定管理をしている先の評判が悪いということになると、幾ら市が努力をしてもそれにこたえるという面では限界があるのではないかと思う。所管が行って見てきたら、対応はよいはずである。そこで集約して指導したということだが、そういうことでは納得がいかない。23年度中に公募をかけて、24年度の指定管理の選定をしていくという予定はあるのか伺う。

五十嵐課長

直営から指定管理制度に移行して、1つ目の指定管理の会社が撤退した。それで今回2社目ということで、収支を合わせているものの、先ほどの説明のとおりである。23年度まで指定管理期間なので、それ以降については、これまでの経過を踏まえて、直営に戻すことも含めて少し検討したいと考えている。丸加高原伝習館の施設そのもののあり方について、今のようなグリーンヒル丸加という焼肉ハウスがあって、本館のほうには宿泊施設とレストランがあるというような形で運営しているが、このような形を今後も引き続き継続してよいものなのかどうかも含めて内部では検討しているところである。

委員 長
関 藤

他に質疑はあるか。

① P99、緊急雇用創出推進事業、重点分野雇用創造事業について、これらの事業の人材の採用方法や採用基準はどのようにされるのか伺う。緊急雇用創出推進事業であれば本人が失業者である確認をしなければならないとなっているが、例えば、アルバイトをしている方々は該当するのかどうか伺う。

② 重点分野雇用創造事業について、教育にかかわる内容で、例えば教育分野へのレクリエーション療法導入事業、地域国際化推進事業、これらの事業と学校支援地域本部事業で働く方々はボランティアだと思うが、これらのボランティアの方々は無償であって、こちらで教育に関する事業を行った場合に、これらもボランティアでやろうと思ったらできる内容のようにも思えるのだが、その辺の整合性について伺う。

③ 緊急雇用にしても、重点分野にしても、例えば介護雇用プログラム推進事業という内容であれば、ある程度の知識を持った方でないと採用にはならないと思う。そうすると特定の限られた人材になるのではないか。そうすると今まで行政で働いていた方々が天下りのような形になるのではないかと思うがいかがか。

④ P109、中心市街地活性化対策事業に要する経費で、滝川駅前再開発ビル活性化ビジョン策定委託料が339万円程度あるが、どこかの業者に委託するのだと思うがその業者は選定されているのか伺う。市としてのビジョンの方向性について伺う。

志賀副主幹

① この事業については必ずハローワークを通じて募集をかけなければならないという制約がある。アルバイトであってもハローワークに登録して応募するという形であれば問題ない。契約の方法だが、重点分野、地域人材育成事業については、委託をしなければならないという形になっている。委託方法は地域医療並びに地域国際化推進事業については随契を予定している。地域農産物魅力発信事業についてはプロポーザル方式で行う予定であると確認している。介護雇用プログラム推進事業については6月1日の事業開始となっているので、現在、市内の介護施設等に担当課のほうで意向調査を実施している途中で、

その結果を判断して一般競争入札、随契、プロポーザル等について今後協議したいということである。

千田室長

③ 専門家の必要性について、あくまでも失業者を雇用しなければならないという制約があり、なおかつ働きながらホームヘルパー 2 級の資格を取得するという事業なので、資格を持っている人はこれに応募できない形になっている。

④ 業者の選定はまだされていない。市の方向性として、基本的には今の中活計画をしっかりと行わなければならないと思っている。今まで 2 核 1 軸という部分は駅前再開発ビルと 3 - 3 地区であったが、それを大きくとらえて、例えば病院を 1 核、駅前を 1 核ととらえることも検討していこうと考えている。コンサルに行ってもらう分はビルの再生方向や再生の検証、集客力の向上などの大きな部分とビルの老朽度チェック、再生するためには幾らくらいかかるかといったことを検討してもらいたいと考えている。所管としてはこれを踏まえて中心市街地活性化協議会等に報告して協議もいただき、また常任委員会にも報告し、市民説明会もしなければならないと考えている。中心市街地活性化基本計画を行っているという部分の中で駅前再開発ビルが本当に必要かどうかをしっかりと検討しなければならないと思っている。そういう部分の事業について今回ビジョン作成ということで予算計上させていただいた。

山内室長

② 地域国際化推進事業について、3 名の雇用を想定しており、1 名についてはモンゴル語で対応できる国際交流、国際協力推進員ということで考えている。ある程度モンゴル語ができるということが前提になり、ハローワークを通じて採用しようと考えている。残りの 2 名は近年海外からの農業等の技術研修員が増大していること、また観光客、教育交流視察等が増大していることから、地域で活躍していただける人材を育てるということを目標にさらには、この方たちに緊急雇用終了後も滝川市で活躍していただけるということを念頭に置いて、英語、中国語、韓国語などの能力のある方を採用しようという方向で考えている。英検で 2 級程度以上の方をさらにレベルアップできるように育て、地域で今後も活躍していただけるということを想定している。年々増大している研修員の受け入れや観光客の受け入れといったことをターゲットにしながら、地域の活性化を目指して産業につなげていくということを考えているので、そういったことでボランティアということにはならないと考えている。

居林参事

② 地域医療及び福祉、教育分野へのレクリエーション療法導入事業について、ふるさと雇用という制度の中で 2 年前から実施をしている事業である。公益財団法人そらぶちキッズキャンプについて、難病の子供たちのための自然体験施設の建設を進めているが、自然の中での活動やその仲間との触れ合いがキャンプを終えて、日常生活においてもその質の向上に効果があるとして、アメリカではセラピューティックレクリエーションとして 20 年以上前から行われている分野である。こうした自然体験などのレクリエーション療法を難病の子供たちばかりではなく、地域の医療、福祉、教育などで活用できないかということ で 2 年前から調査事業をそらぶちキッズキャンプのほうへ委託しているという中身である。実際、福祉関係の施設や江部乙の小中学校との交流によって調査事業を 2 年前から行っており、3 年目の最終年度 23 年度についても委託事業を進めていきたいと考えている。

関 藤

① 地域国際化推進事業で、1 名がモンゴル語を話せる方ということだが、滝川市内にモンゴル語を流暢に話すことができる人がいるのか伺う。

② 滝川市としては駅前再開発ビルについて、例えば買い取ってその後市が方

- 千田室長 向性を見出していくというようなことは今の段階では考えていないのか伺う。
② 北見市の東急ビルや岩見沢市のポルタビルは購入している。滝川市としては購入は考えていない。それも踏まえて購入しなければいけないのか、双方協力してやっていけるのかという部分も今回のビジョンで描きたいと考えている。平成15年に西友が撤退したときにNPOを立ち上げたり、企業誘致をしたりと何とか再生したという経過がある。再生したが運営状況は厳しい。ビルを暗くして所在をなくすようなことはできないと考えている。いずれにしてもビジョンの中で購入するのか、寄附をいただくのか検討していき、現状、滝川市もたきかわホール部分を所有しているので、そのあたりも踏まえて早急にビジョンを策定して示していきたいと考えている。
- 山内室長 ① 市内にモンゴル人の居住者はいない。募集については全道にかけたいと考えている。さらに基本的には滝川市に住んでいただくということを前提として考えている。英語のほうにしても人がいなくてなかなか厳しい状況である。こちらについても広く募集をかけ、滝川市の人口増に若干でも寄与するような形につなげたいと考えている。
- 関 藤 滝川市に住んでもらうということだが、この事業の雇用期間は1年以内となっていると思う。それで滝川市に来てほしいということになるのか伺う。
山内室長 一応縛りとしてはそのようにしたいと考えている。
委員 他に質疑はあるか。
大 谷 ① P99、地域支え合い高齢者健やか安心事業というのはどのような事業なのか伺う。
② P103、高品質菜種に関して、滝川市の観光の目玉となっている菜種だが、農業者が続けていけるような対策としてどのようなことを考えているのか伺う。去年は乾燥機やドレッシングなどの話もあったが、今時点で考えている滝川市の取り組みについて伺う。
③ P109、店舗リフレッシュ、産業立地、産業創造パワーアップ資金に原資貸付をしているわけだが、22年度では何店舗くらい申し込みがあったのか、また23年度の予定について伺う。貸付に対する返済はどのようにになっているのか伺う。
- 渡邊副所長 ① 現在、地域包括支援センターで22年度も雇用促進事業において高齢者の実態調査を行っている。75歳以上の独居老人ということで調査をしているが、7割程度実施している。その残りと来年度は75歳以上の夫婦世帯にエリアを拡大してその実態調査をしたいと考えている。その後実態調査は生活の虚弱高齢者を発見した後、元気に地域で生活を営んでほしいという介護福祉課地域包括支援センターで行っている介護予防につなげている。現在、いきいき百歳体操の事業の人材は含まれていない。具体的には高齢者サロン、地域の高齢者が集まる場所づくりということでまちなかにサロンを開く予定である。その補助という意味で1名、実態調査で1名。便利帳という形で、介護保険サービスだけではなかなか高齢者を支えることができない実情があるので、介護サービス以外のサービスを発掘するために、市内の企業、商店を調査して、何か助けとなる情報を集約して、来年度高齢者の皆さんに使っていただけるような資料を作成する予定である。
- 長瀬次長 ③ 融資の3制度について、店舗リフレッシュ資金融資原資貸付金については、2月末現在で3件の融資がある。22年度の新規申し込みはない状況である。23年度は新規分の1件1,000万円を予算計上している。産業立地資金融資原資貸

	付金については、現在4件の融資をしている。22年度の新規申し込みはない。23年度は新規分1件2,000万円を予算計上している。産業創造パワーアップ資金融資原資貸付金については、現在10件の融資をしている。22年度は1件の新規融資があった。23年度は新規分1件1,000万円を予算計上している。貸付金の返済については、毎月金融機関に返済された部分の半分が滝川市に返済されている状況である。半分というのは2倍協調ということで融資総額の半分为滝川市が見ているということでそのようになっている。
福島参事	② なたね産地確立推進対策協議会補助金について、地元の菜種油や菜種関連商品の開発に使っているものである。もちろん菜種が地域において永続していくためには農家が安定的に菜種を作付できるという仕組みが必要である。そうした中で平成23年度から国において農業者戸別所得補償制度が本格実施される。この制度は販売代金と生産費の差額を国が補てんするというものだが、今般菜種がその対象品目になった。23年度から60キロ当たりキザキのもので8,700円、国からの交付金が交付されるということで、この菜種が対象になったというのは滝川にとって非常に大きなものである。
大 谷	菜種が戸別所得補償制度の対象になったということで、大変よかったと思うが、例えばドレッシング販売の拡大ということではどうか伺う。
福島参事	菜種関連として菜種油と菜の花オニオンソースがある。ドレッシング等についてもこれまで販売した経過があるが、委託して製造しているが、1回当たり1ロット発注すると3,000本という形になり、賞味期限等を考えるとなかなか地元で販売していくのが難しいという状況である。この13万円の協議会補助金の中でさらに別の菜種関連の加工品の開発というものを考えており、その中でもう少しアイテムをふやしていくという取り組みをしていき、または加工品と油とのギフト販売というものをもう少し丁寧に力を入れていかなければならないと考えている。また、農協におけるネット販売も行いながら、販路を拡大したいと考えている。
委 員 長 井 上	他に質疑はあるか。 丸加高原の関係だが、指定管理をしている会社が滝川市内の会社ではない。実際にこの種の指定管理を行う上で、売りというものが需要だと思う。その会社にはノウハウがあった会社だったのか。直営のときから、今の状態を比較するとどのくらいの収支改善があったのか。また、1,000万円の赤字を出した以前の会社と今の会社との関係で、実際どのような収支状況になったのか伺う。企業なので、ある程度努力したらその努力が報いられるような形にすべきだと思う。丸加高原は滝川の財産である。現在キッズキャンプが全国的に有名になってくるときに果たさなければならない役割があるはずである。全体の相乗効果としてどのようになっているのか伺う。
五十嵐課長	直営時代からの推移だが、直営の最終年度の18年度で人件費含めて収支差引が4,500万円程度あった。19年度から指定管理者制度を導入することになり、プロポーザル方式で指定管理者を選定した。応募された企業から提案をいただいて採点をつけて指定管理者を決めていくという中身だが、その結果ベルックス・グリーンハウスが指定管理者となって議決をいただいた。その指定管理の1年目が収支差引1,500万円の赤字、20年度が1,000万円の赤字だった。2年間で2,500万円程度の赤字ということで協議の上、途中で撤退するということで違約金をいただいて撤退したという経過になっている。21年度からはプロポーザルのときの次点であった山一工業を指定させてもらい、運営をしたところ

である。1年目の収支が21万1,000円ということで、収支のほうは大分改善された。山一工業の実績だが、深川市内に小規模な美術館がありレストランを併設しており、その運営をした経験があった。会社の主たる事業が上下水道関係なのでそういった面の節減についてはかなり効果があったと考えている。観光施設の運営経験がないので、営業面の力が若干弱かったのではないかと考えている。本社の上下水道関係の関連会社に営業をかけるという話もあったが、当初5年間という指定管理期間を設けて、1社目が2年で撤退したので、残期間の3年間を管理期間ということでお願いしている。その期間が23年度で終了するということである。指定管理の仕組みとして、管理代行負担金は5年間決まっている。その中で売り上げを伸ばした分が企業の収入になるという仕組みになっている。オートキャンプ場も同時に指定管理の業務の中に入っており、そちらのほうも運営をしており、オートキャンプ場を利用した方が伝習館のふろに入るような連携もしているところである。そらぷちキッズキャンプもことし宿泊棟等を工事し、来年本格オープンと聞いているが、その中で来年以降としては需要もふえてくるのではないかと考えている。

副市長

5年間の契約で残期間がある。この期間をきちんと順守しなければならないと考えている。その間の中で指導体制をきちんとし、民間活力として営業発揮をしてほしいと考えている。23年度において、24年度以降からの抜本的な見直しをかけなくてはいけないと考えており、収支ということで、営業を追い求めていってよいのか、24年度からそらぷちキッズキャンプが開設されるということを含めながら、23年度中に抜本的に検討させていただきたい。

井上

これは営業不足ではない。よいものがあれば人は来る。それだけの素質がある会社だったのか疑問である。また、ベルックスから山一工業にかわったときに指定管理の負担金はどのようになったのか何う。山一工業が滝川に来た目的はほかにあるのではないか。その辺のことも含めて説明願う。

若山部長

丸加高原の売りは雄大な自然が主だと思う。丸加でなければ食べられないといったものを開発できればよいが、今のところそういうところまでにはなっていない。あのような施設がすごく難しい過渡期に来ているということも現実であって、ホテルとは少し違い、またトイレも室内にないということで、私たちも札幌へ行ってツアー会社と話をしているときも、旅行代理店にとってはなかなか紹介できないということも現実にはある。学校の合宿という形でお願いしているが、自然の中で吹奏楽部が来て音を鳴らしても苦情がないわけなので、そういうところに来ていただいて、使ってもらってはどうかということを提案し、山一工業に学校へ案内を出してもらったこともあった。なかなか人が集まらず評判が上がらないのが残念である。管理代行負担金についてはベルックスからそのまま残期間を引き継いだということで、同じ金額という形で行っている。別の目的については私どもでは把握していない。丸加高原の魅力というものを第一として、伝習館という名前から伝統を習って引き継ぐ、いろいろな伝習をしていくということもあるので、何とか24年度に向けてそらぷちキッズキャンプも開設されるので、評判の悪くならないものにしなければいけないと考えている。

委員長
田村

他に質疑はあるか。

ベルックスがどうして2年で契約違反覚悟で撤退したかということに問題がある。あのようないい会社ができないということは、管理代行負担金に問題があるのではないかと思います。会社を育て上げて、その会社が10年後、20年後も営

業することで信用が出てくる。そのような2年や3年でかわるようなことから、おかしくなる。施設自体が老朽化している。オートキャンプ場の話もあったが、きちんと実際に見ているのか疑問である。かなりひどいところが多い。そういうところを隠して契約しているような状況もベルックスのときに出ているのではないか。委託するときには最初から修繕費がかかるのではなく、修繕費は少なくとも委託している間にかからないような施設整備をしてあげて、ハードを引き渡さないといけないと思う。ベルックスがどうして撤退したのかという原点に戻って、指定管理業者も育てるような雰囲気にしていかなければならないと思うがいかがか。

若山部長

市全体の指定管理については私の立場では答弁できないが、グリーンハウスができなくなって撤退したが、その中で利用者が減っていったということも事実である。5年契約を最初3年でどうかということだったが、向こうのほうから5年にしてほしいと話があって5年にしたが、2年で撤退した。5年契約の残期間の3年間、条件はこういう形でどうだろうかということで、山一工業に話をして、山一工業もいろいろ検討した中で最終的に引き受けていただいたという形である。オートキャンプ場について、施設の厳しいところがある。池や清流に藻が発生して、古い施設になってきた。草刈りもやって、いつでも対応できる形になっているが、去年の土日が雨になったりして、経営的にも厳しい状況だった。ただ単純に減額するのではなく、本当に指定管理料というものがどうなのかということも含めて、24年度は検討していきたいと考えている。

田 村

ハードの部分で、車やバスもかなり古いと思う。そういうものも含めて、きちんとした状態で受けてもらわないといけないと思う。車やオートキャンプ場など老朽化して使えない部分を再検討して管理委託料の中にどう反映させるのか考えるべきだと思う。

五十嵐課長

車両等の関係だが、指定管理者との協定書の中では負担区分というものがあるが、そういうものも考えながら協議をして対応していきたいと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

清 水

① 緊急雇用創出、重点分野の関係だが、7事業、大きく分けて3事業ということで、人件費の割合はすべて50%以上になっているが、全部で24名、6カ月から1年間の雇用。総事業費が1,609万1,000円と461万3,500円で雇用される人件費総額とその他費用の内訳について伺う。

② 雇用交付金事業の特徴として国が補正で断続的に予算化する。この瞬間も23年度の通知が道から来ていると思う。その状況について伺う。

③ 一部プロポーザルということだったが、7事業それぞれの契約方法について伺う。

④ 災害時要援護者の関係について、町内会が実施しないところは、プラン作成ができないということになる。町内会が引き受けない場合、ことしはどんなことを行っていくのか伺う。

⑤ シルバー人材センターの関係で、市の委託事業で時間単価の賃金を受け取るが、そこから50円シルバー人材センターに手数料として引かれると、最低賃金を下回るのではないかと思うが、この点についてどのように把握をしているのか伺う。

⑥ 就職状況を把握した数字をいろんな形で発表されるが、その際に正規社員と非正規社員をどのように区別して数字を出されているのか伺う。

⑦ 農林業費の中の後継者に関する予算で、市の助成金が大きく分けて3つあ

る。22年度実績と23年度の見込みについて伺う。

⑧ 畜産試験場跡地活用については3月末までに調査報告書がまとまるということだが、1つは即効性のある計画をつくるということが大きなポイントとしてあったが、23年度、あるいは24年度即効性のある事業としてどのようなものがあるのか伺う。

⑨ ふれ愛の里に関して、管理代行負担金が1,074万円から1,462万円と388万円ふえている。補正予算で燃料については1年当たり130万円上げて260万円というのがあったので、130万円ふえるというのは整合性があるように思えるが、388万円もふえるというのはどのようなことからなのか伺う。

⑩ 滝川グリーンの貸付金で滝川市からの貸付金は予算書に掲載されているが、同時に北門信用金庫からも3,930万円を借りている。滝川グリーンズと滝川市は決算期間が全く一緒なので、滝川グリーンズはどのように一時借入をしているのか日付的に答弁願う。

⑪ 伝習館について、グリーンハウスの時代の人件費は幾らだったのか伺う。今回の山一工業の人件費は2,348万円である。これとの比較で当時幾らだったのか伺う。

⑫ たきかわ観光協会補助金870万円の内訳を伺う。

⑬ たきかわ菜の花まつり実行委員会補助金50万円の使途について伺う。

委員長 質疑答弁の途中だが、昼食休憩に入る。再開は午後1時とする。

休 憩 11:58

再 開 13:01

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。

志賀副主幹

① 人件費総額は7事業合わせて4,275万8,004円となっている。主なその他の費用は、研修費が572万2,500円、既存の人件費として281万6,625円、それ以外は主に需用費、役務費などになっている。

② この交付金については21年度から23年度までの事業という形で国から来ているが、今のところ新たに23年度の募集は来ていない。22年度の執行残があるということで、ことしの6月ごろに執行残分の通知が各市町村に来るという情報は得ている。

③ 7事業の契約方法だが、緊急雇用創出推進事業は3事業とも直接実施となっている。重点分野事業の地域医療及び福祉、教育分野へのレクリエーション療法導入事業については随意契約、地域農産物魅力発信事業についてはプロポーザル方式を採用する予定である。地域人材育成事業の地域国際化推進事業については随意契約を予定している。介護雇用プログラム推進事業については6月1日から事業開始という形なので現在意向調査を実施中である。それに基づいて一般競争入札、あるいは随契、プロポーザル方式等を検討させていただく予定である。

⑤ シルバーの会員に対しての配分金というものが、一部の職種で北海道の最低賃金を下回っているケースが見られる。ただし、シルバー人材センターについては会員自身が運営に当たる社団法人という組織形態のため、営利を目的としていない。仕事については依頼主よりセンターが請け負い、委任の形で引き受けて、会員の希望、経験能力を活用して、完成させるものとなっている。したがって雇用関係は生じていない。そのため最低賃金も関係ないという形になる。ただし、指導官庁である厚生労働省においてもこれについて余り好ましい事例とは言えないと判断しているのが現状である。シルバー人材センターに確

認したところ現在、シルバーの連合会、道内の各シルバーセンター協会とも連携した上で、この件については検討しているとの回答があった。市としてはそういった経緯を見ながら判断させていただきたいと考えている。

橋本副主幹 ⑥ 商工観光課のほうで各学校等に内定状況調査をしている中には正規雇用、非正規雇用の区分がない。確認したところ今回滝川西高校においては、内定者の中に契約社員が3名いることがわかった。この契約社員は期限を限定した社員だが、学校の就職担当の教師に確認したところ、1年契約期間終了後は正規雇用の道が非常に期待できる会社だという報告を受けている。滝川工業高校についてはすべて正規雇用の就職内定であるという報告を受けている。

④ 避難支援プランを進めている中で 92 町内会まで終わったということで説明したが、実際訪問をしていると、今後検討して総会のとときに考えたいという町内会もかなりある。町内会独自で災害時要援護者を把握しているので、町内会独自で進めたいという町内会もある。そういった中で検討中、あるいは今は実施しないという町内会の皆さんについてはもう一度趣旨を説明し、町内会長だけでは荷が重いという場合は、町内会役員を含めて粘り強く説明をしていきたいと考えている。最終的に残ってしまう町内会も出ると思う。これは緊急雇用の事業で終わりということにはならないと考えている。今回大震災が起こり、公的機関で助けることができるというのは、かなり難しいと考えている。救出されてもかなりの時間を要するということを考えれば、やはり町内会で地域支援者がいてそういう方が助けて避難するということが重要だと思う。そういったことも含めて町内会長に説明をして粘り強く時間をかけて進めていきたいと考えている。

鈴木主査 ⑦ 22年度については営農指導助成金として、1名分18万円を支出している。23年度は家賃、指導、経営を含めて1名分87万円を計上している。今後も就農者の確保に努めていきたいと考えている。

諏佐主査 ⑧ 跡地利用計画については今月中をめどに現在策定中である。あわせてその事業計画にのっとった形で事業に着手するプレイヤー探しを今年度重点的に行ってきた。具体的に言えば農業参入に意欲的な企業のアンケート調査や計画の説明会、あるいは現地での視察会などを通じて現在関心を寄せている企業が数社ある。事業者の選定に当たっては土地の所有者である北海道庁が最終的に決定するということもあり、現在北海道庁のほうから事業者選定のプロセスや賃貸条件を調整させていただいている。その調整がつき次第新年度に向けて事業着手が段階的になされていくと考えている。

新井課長 ⑨ 22年度補正予算に対応した電気料の改定分を計上している。そのほかに下水道料金について、現在、下水道料金は浴場料金と業務用料金の2つの形態がある。ふれ愛の里については業務用料金で支払いをしている。これを年間券等で公衆浴場料金並みの利用料金で入浴していただいているという方が多いということもあって、この部分について浴場料金の扱いにしたいと考え、その分を指定管理代行負担金の算定見直しをして増額したということである。

⑩ 貸付金については、4月1日に貸付をし、3月31日に返還してもらうという形であるが、3,580万円の分を北門信用金庫から3月31日に借入をし、4月1日に北門信用金庫に返すということである。3月末の借入金としては3,580万円が残る。そのほかに昨年度の場合、350万円を滝川グリーンズ独自に借入を行っているということもあって、3,930万円であったということである。

阪本室長 ⑫ 観光協会の補助金870万円の内訳だが、370万円は事務職員の人件費で、

残りの 500 万円については事業費である。

前田主査

⑪ ベルックス・グリーンハウスグループが運営していた際の人件費は、平成 20 年度 3,299 万 6,000 円である。

澤田主査

⑬ 菜の花まつりはたきかわ観光協会が事務局として、昨年 11 月から実行委員会を組織して準備会、実行委員会を既に行っている。祭りの期間のロングラン、充実を目指して規模の拡大を計画している。市の予算としては 23 年度が初めてということでその予算については、たきかわ観光協会、JA、道の補助などを活用して祭り全体の費用に充てたいと予定している。

清 水

① 農業後継者について、1 名の予定がないということで理解してよいか伺う。実際には毎年 5 名平均で出ているが、これは使えない制度内容になっているのではないと思う。親が指導しても指導料は出ない。同居するから家賃も出ない。経営といっても道具類は親のところにあるから出ないということなのか。それとも何か別に使いづらい制度的な障害があるのか伺う。

② 畜産試験場跡地について、道はどういった条件を出してきているのか。例えば、畑作地として使う場合、貸付の条件はどのようになるのか。あるいは菜種の搾油精製工場をつくるとしたらどんな条件になるのか。具体的な条件について伺う。

③ ふれ愛の里について、電気料が 130 万円入っているというのは理解したが、下水道料金の対象が現在は業務用で、それが公衆浴場になると滝川グリーンズからの支払いがふえるから、そのふえる分をふやすということで理解してよいか伺う。

④ 貸付金の契約がどのようになっているのか伺う。つまり 3,580 万円で毎年 500 万円程度減ってきている。それがこの二、三年減らない状況である。貸付契約書にはどういうことが書かれているのか伺う。

⑤ 伝習館について、予想していたとおりグリーンハウスの時代は人件費を 3,299 万円かけていた。ところが山一工業になって 2,348 万円しかかけていない。900 万円減っている。例えば、十七、八人いたところを四、五人減らしている。経営努力を明らかに怠っているわけで、こういう指定管理というのはおかしいのではないと思う。こういうことを行うから指定管理代行負担金をもらって、客が入っていないなくても赤字にならないように経営していると言われるのである。それを市が容認しているかのごとく、この点でも不透明だと言われる材料になっている。23 年度は人件費をグリーンハウス時代並みに戻して営業努力しなさいというべきではないか。見解を伺う。

新井課長

① 農業後継者の関係について、確かに農業後継者として農家の子弟が戻って来るのは年間五、六人である。基本的に予算組み上は全くの新規参入を想定した予算組みになっている。農業後継者が帰ってきて、何か別の事業を行う場合、施設や設備に対して補助を出す制度になっている。新たに組み込むという部分が条件としてあるので、なかなかいないという部分がある。

③ 下水道料金は業務用と公衆浴場用であれば、公衆浴場用のほうがかなり安い。実際は業務用で支払っている。公衆浴場であれば安い料金の適用になるのだが、ふれ愛の里はなっていない。しかし、公衆浴場並みに利用している人がいるという観点からその部分を指定管理代行負担金に増額させたいという中身である。

④ 貸付金については、単年度の貸付ということになり、金額の増減を契約に盛り込むこともなく、経営する側のほうの要請と経営内容を確認しながら、予

算の中である程度決めていくという形をとっている。

諏佐主査

② 北海道庁からの条件提示に関しては、現状細かい賃料やどれくらいの面積を借りることができるかという細かい条件提示はなされていない。昨年度、跡地利用構想ということで、大枠了承いただいた。畜産試験場として100年以上の歴史を踏まえて、農業方面での活用、具体的に1次産業、2次産業、3次産業を含めた6次産業の拠点として活用していきたいという方向で了解いただいている。6次産業の拠点といっても実際に事業者として行っていただく方を探さないといけないので、その辺については段階的にプレイヤーを探しながら北海道庁と調整を図り、決めていくということになる。

前田主査

⑤ 伝習館の人件費について、ベルックス時代の通年の雇用人数の枠は13名だった。これに夏季、グリーンヒル丸加とオートキャンプ場が開く関係で夏場だけで5名、計18名だった。現在、山一工業においては通年で10名で、3名減となっている。夏場にプラス3名ということで、計13名となっている。一方、施設設備の担当などを例にとると、常勤という形では1名しかいない。当然週のうちに休みを取ることがあるので、そうしたケースについては本社のほうから随時交代要員を出して対応しているということである。純減ということではない。一方、至らない部分は多々指摘いただいているのでそういった部分に関しては引き続き指導していきたいと考えている。

清 水

① ふれ愛の里について、公衆浴場でもないのに公衆浴場扱いにした場合の料金としてその差額を市が負担するのは、開西団地や東の湯の人たちはふれ愛の里の第三セクターだけ特別扱いしているのかと怒るのではないかなと思う。市内で業務用で1リットル使うか使わないかで、毎月何千円も支払っている。なぜこの第三セクターだけ特別扱いするのか。これは大変な問題だと思う。こういう扱いはほかにあるのか伺う。

② 伝習館について、指定管理の選定のときに山一工業が、賄いについては実績がないと言われていた。しかし、地元と密着を図ることなどで提出された事業計画を上回る利用の向上を期待させるものとして、契約相手に選んだ。ところが、13名雇っていたところを10名、5名雇っていたところを3名しか雇わないで計画を上回る利用のために努力しているとはとても言えないと思う。指定管理の場合、契約違反等に該当はしないのか伺う。

五十嵐課長

② プロポーザルのときにはそれぞれ提案をしていただいた。今の指定管理者の山一工業からも食のほうについての提案があった。先ほど説明した実績を持っているということだったので、当面はケータリングも考えたいということだった。地元の滝川市内の業者とケータリングを考えたいということで提案があって、そういったことも一定の評価をして3年目から引き継いだわけである。ケータリングはこれまでも質疑があつてそのときにも答弁しているが、なかなか思うようにいかなかったということもあつて、現在は専門のシェフを雇用して、食事、宴会のほうはすべて自前で調理している。また、人件費の関係で最初ケータリングと考えていたのがシェフを雇用したり、中身を見ながら種々改善を図っているとのことであり、前の会社が13名で、1,000万円を超える赤字を出していたということもあつて、それを引き継いだ指定管理者が、そういった雇用面のことを検討して、一定の企業経営努力といった面もあり、一概には否定はできないところである。現実にはこの人材で回っているかどうかが大切なことだと思っている。それについても、社長を含めて随時協議を行いながらこちらからも指導をしているところである。契約違反については、努力目標と

ということで事業計画は出していただいている。その計画書の数字を約束された数字ということで契約違反ということにはならないという判断である。それはあくまでも努力目標という形で、それを約束した以上は私どももそれに沿って指導しているが、現実的に直営時代からベルックス・グリーンハウス、現在の山一工業ということで、利用客のほうが順々に減っているという現実もある。これは指定管理者の経営内容だけではなくて、総体的な景気の問題や観光面の嗜好が多様化してきたという問題もあろうかと思う。そういったこともかんがみてこれからも引き続き社長を含めて協議を続けながら、施設の改善に向けていきたいと思う。

多田参事

① 下水道料の取り扱いについて、空知管内で浴場用として取り扱われているところも幾つかある。また、市内におけるほかの温泉でも浴場用として取り扱われているところがある。そういったところを踏まえて、滝川ふれ愛の里を考えると、公衆浴場並みに 420 円以下で使われている方もいる。年間券を利用されている方が多いと判断している。そういった利用者がいるということで、指定管理料の上乗せをする根拠として、その下水道料の浴場用分をかさ上げる計算根拠とした。それは全体的な状況を把握した中であって、電気料を指定管理料に上乗せしたということと類似している面もあると思う。いずれにしてもふれ愛の里は空知管内で一番の入浴客を誇っている。多くの皆さんに利用いただいているということで、何とかこういった状況の中で経営改善を図ってきたいと考え、またグリーンズ独自でもみずから経営改善の努力も行っている。ただ、行政としても指定管理料という形で支援を行ってきたいということから、今回提案した中身になっている。

清 水

① ふれ愛の里の貸付金の契約書の写しを資料要求したい。そこにこういった努力をすることなどが書かれていれば、それに反するものだと思う。この場で契約書に書かれていることを読んでいただければ、資料は必要ない。

② 滝川グリーンズの件で、支払っている下水道料金が幾らなのか。私の記憶だと浴場用料金是一定以上使うと適用になると思う。ふれ愛の里の場合では、ふろの水は地下水なのでそれによって該当しないのではないかと思う。支払っている下水道料金となぜ下水道料金の枠に入っているのか伺う。

③ 伝習館の人件費を 1,000 万円も減らして、売上が 1,000 万円落ちても努力はしているということで、指定管理者として問題ないという答弁がされた。23 年度の予算を適正に執行し、施設をきちんと動かすためには、人をふやして利用人もふやすという話を詰めていくべきだと思う。それについても考えを伺う。資料要求の契約書について、その資料をもとに聞きたいことが限られているのであれば、口頭で質疑はできないか。

委 員 長

書かれている内容がわかればそれでよい。

清 水

契約書はあるのか。

委 員 長

貸付契約書ではなく貸付決定通知書という形になる。

若山部長

貸付決定通知書であれば出すことができるということなのか。

委 員 長

現在確認している。

新井課長

ほかの質疑の答弁から行う。

委 員 長

③ 私どもの指定管理者の評価の話だが、それは節減等の評価しているところもあるし、接遇等営業面がまだ不十分だと考えている部分もある。足りない面については指導を徹底するというにしかならないと思っている。これは随時行っている。

五十嵐課長

新井課長	② 15 期ベースで下水道料金は1,504 万 9,000 円ほど支出している。すべてを浴場用にした場合の金額だが、212 万円くらいまで下がるということになる。実際、今回そのすべてを対象にしたわけではないので、指定管理料に上乗せする額はこの金額ではない。浴場用は基本料金が100 立方まで2,814 円、超過1 立方につき34.65 円になる。
若山部長	① 貸付金決定通知書という形で、貸付金は事業資金以外使用してはならないとか、翌年の3月31 日までの償還期限、貸付金の利息は市の一般会計を借入する短期資金等の利率を適用するとか、市からの請求による支払い、事業年度終了後31 日までに事業報告書、決算報告書を提出するとか、また貸付金は貸付状況により分割して貸付できるものとするというような中身である。
清 水	① 下水道料金でしか該当しない理由は何か伺う。 ② 伝習館は明らかに人を減らしている中で、売上増を見込めるわけがない。ベルックスが雇用していた人数、人件費の経費をかけて、十分客に喜んでもらえるような体制をつくって、売上をふやす、施設の効果を発揮させ、指定管理の契約でうたっているようなことをきちんと山一工業に言って、改善を求めることについての考えを伺う。
副 市 長	② 指定管理者制度そのもののことが問われているのではないかと思います。指定管理制度は想定される経費を管理代行負担金とするが、売上がどうか、経費をどう使うかまでは、相手企業に委ねている。そこを職員が決めたり、売上をこれだけ上げなさいということまでは指定管理者制度の中で強いることができるのかという限界点はある。指定管理者制度がすごく効果を発揮できるものとは思っていないが、次のステップをどうするかを含めながら23 年度で抜本的に検討していきたいと考えている。
若山部長	① 下水道料金がなぜ該当するのかということだが、ここでは水は地下からくみ上げているが、それを排水するには下水道を使っている。上水道と下水道の割合は全く違う。浴場の水は地下水である。
新井課長	① ふれ愛の里については浴場部分については、水道をほとんど使っていない。くみ上げた地下水で行っている。通常の公衆浴場の場合は水道を使う。水道と下水道に当然流れるが、水道でも浴場用料金というのはあるし、流すときにも下水道料金に浴場用料金というのものもある。ただし、ふれ愛の里については水道をほとんど使っていないので、下水道に関してのみ適用になっているということである。100 立方を超えたら1 立方につき幾らというような下水道の使用料金は払っていかねばならないということになる。
清 水	ふれ愛の里について、市の基準においては、下水道料金を取らなければならないということがわかった。この第三セクターについて、その基準に該当した場合もっと安くなるということで、一定金額をそれを理由に補助されるということは、不公平な行政ということに該当しないか伺う。
若山部長	市内のほかの温泉施設でも公衆浴場料金並みのところは、浴場用ということになっている。すべてを浴場用としてではなく、あくまでも420 円並みの料金で入られる方々がいるという中で、損益分岐点の考えからその分だけは浴場用としてお願いしたいということである。1,500 万円ほどの下水道料金で、200 万円ほどをお願いしたいという考えを持っているところである。
清 水	質疑を留保したい。 ① ふれ愛の里管理代行負担金で、昨年度より1 つは電気料金増、もう一つは下水道料金での負担減のための388 万 5,000 円。この2 つについては、1 つは

電気料金だけ5%の料金値上げで管理代行負担金を上げることは不当であるということは既に補正予算で述べているので繰り返さない。もう一つは市の基準がありながら、こういった388万5,000円を支出するということは不公平である。ふれ愛の里は地下水をくみ上げるということで、恐らくくみ上げる電気料金よりも水道代のほうが高いと思うので、一般公衆浴場より経費がかかっているということであれば話はわかるが、そこでも決して払い過ぎにはなっていない。そういう点で不公平だということで、市長の考えを伺う。

② 伝習館については、いろんなことを言われてもやはり、13名が10名、季節雇用5名が3名になれば、それは必ずサービスが下がるということはだれが考えてもわかることで、これだけ人を減らしながらサービスを向上させるということは非常に困難なことだと思う。指定管理の契約書でうたわれているように利用料を増加させるという契約を実施させるためには適度な人員増を図ることを指定管理者に求めることについての市長の考えを伺う。

委員長

若干休憩する。

休 憩 13:55

再 開 13:58

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。質疑の留保が出たが、1件に関しては副市長よりそれ以上の答弁は市長であっても変わらないということだが、それについてどうか。若干休憩する。

休 憩 13:59

再 開 14:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員からの質疑の留保は2件とする。他に質疑はあるか。(なし)質疑の留保の確認をする。

① ふれ愛の里の管理代行負担金について

② 伝習館の契約内容の指導について

以上2件と確認してよいか。(よし)以上で労働費、農林業費、商工費の質疑を終結する。所管入れかえのため若干休憩する。

休 憩 14:01

再 開 14:12

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

民生費

委員長

民生費の説明を求める。保健福祉部長。

橘部長

(民生費について説明する。)

委員長

説明が終わった。これより関連議案第13号、第17号、第24号、第28号及び第29号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

大 谷

① P77、民生委員の活動に要する経費で、民生委員児童委員連合協議会交付金が出ているが、民生委員が117名いる。民生委員の成り手がいなくて大変困っている。自分の持ち場が広く、報酬も少ないし、車代もかかるということを知っている。高齢になってもかえられないということで、民生委員の任をどういうふうに考えているのか伺う。

② P79、重度障害者タクシー料金の助成だが、重度というのは何級の人適用され、利用限度があるのか。また、利用目的とどのような状況で補助が行われているのか伺う。

③ P81、老人クラブの運営費補助金で、23年度各単位クラブのほうでは下がると聞いているが、その理由について伺う。

国嶋課長

④ 福祉除雪について、今どのくらいの人たちが利用しているのか。民生委員を通じて困っている人たちにきちんと対処しているのか伺う。

① 高齢化という話があったが、前回 19 年の一斉改選のときには、62.1 歳の平均であった。昨年 12 月に一斉改選をして 64.6 歳と平均年齢が上がっている。民生委員の再任については 75 歳以上という枠があったが、その要件も撤廃された。初任についても原則 65 歳未満という枠も撤廃された。実質上年齢の枠はなく、本人の体力、意志によっては可能になっている。法律で民生委員に報酬は出ないと決まっている。民生委員に支給しているのは交通費等の活動費の実費ということで報償費で支出をしている。道の負担金、地域協議会の活動費に加えて、滝川市においては 1 人分市費単独での上乗せも年間 1 万 9,400 円している。この中で民生委員に活動の説明をさせていただいて、承諾していただける方については承諾書をいただき、市の推薦会にかけて、道のほうに推薦をしている。地域での成り手がいないということだが、件数は 10 万人未満の都市であれば、大体 120 から 280 世帯をめどとした世帯割にしている。地域によっては団地が集中していることもあるので、人によっては増減がある。また、地域的にも農村地区を持つ場合は面積が広いという方もいる。その地区の説明をした上でお願いをして、引き受けていただいている。成り手がいないというのは、昨年の改選期 28 名の方が新たに引き受けていただいたが、最終 28 人目が決まったのが 11 月末ということで、事務局としても非常に苦労している。その中で地域福祉、地域の相談の窓口としての理解をいただいて、説明をした上で引き受けていただいている。

② 対象となるのが上下肢、体幹障がい、視覚障がいなどの一、二級の方で、前年度の市民税が非課税の方である。入院、施設入所、自動車税の免除等を受けている方は除外している。障がい者の方の生活圏の拡大、福祉向上を目的にしているが、内容についてはタクシーの基本料金、月にして 2 枚分、年間 24 枚の券で初乗り料金はそれで使うことができる。利用限度は最高で 24 枚ということになり、目的については通院に使っても制限はない。

④ 民生委員と福祉除雪の関係だが、福祉除雪は介護福祉課の担当となるが、民生委員のほうには前年度福祉除雪を受けられた方について、ことしはどうするかという意向を確認する協力をいただいている。民生委員が窓口になって、福祉除雪を一括して受けていることはない。福祉除雪の運用の中で原則 300 メートル以内に子供がいないということもあるが、実情として隣に子供がいても子供自身が障がいを持っていたりする事情があれば、福祉除雪の対象になっている。そういった事情を把握するためにも民生委員に一義的に窓口をお願いしている。最終的にはそれを受けて介護福祉課のほうで福祉除雪の可否を決定するという事になっている。

深村副主幹

③ 老人クラブ運営に要する経費について、老人クラブ運営費補助金については道が単価を設定して、国、北海道、自治体それぞれ 3 分の 1 ずつの負担となっている。昨年 3 月 1 日に北海道より単価の改定の通知が届いた。しかし、22 年度予算編成が既に終わっていたので、22 年度の単位クラブの補助金については、従前どおり 1 クラブ当たり月額 3,000 円で支給をさせていただいた。23 年度は道の改定通知に基づいて約 10% 減額となった 1 月当たり 2,700 円で予算組みをさせていただいている。

④ 福祉除雪について、本年度は 373 世帯利用いただいた。昨年度は大変雪が多くて、途中から利用される方もいたが、今年度については幸いにも少雪とい

うことで373世帯の利用ということになっている。広報、周知手段については、先ほど福祉課長から説明のあったとおり、民生委員の説明会において協力依頼を求めているのと同時に広報を通じて、利用の呼びかけ等を行っているところである。

大 谷

① いろいろな市の施策について、広報を通じて知らせているということだが、広報をきちんと見て理解をするということをしない高齢者がたくさんいる。例えば福祉除雪の話をして、緊急通報装置の話にしても、全然知らなかったという人がたくさんいる。自分の日常の中に文書を見て理解して申し込むという環境にない方がいるということも考慮して市は取り組んでいかなければならないと思う。それが民生委員の仕事なのか、包括支援の仕事なのかはわからないが、困ったことを相談に行けない方がたくさんいるので、民生委員の仕事の内容というものがどういう範囲の仕事があるのか。そういうことを含めて高齢者のところを訪問するというのが、仕事の内容に含まれていないのか伺う。

② 老人クラブの費用について、道の基準が下がっているの、基準に合わせて下げているということだが、例えば市が上乗せして例年どおり支給するということは考えていないのか伺う。

国嶋課長

① 民生委員の仕事だが、地区の高齢で独居の方は民生委員の訪問世帯票で訪問するというのが福祉活動の一環になっている。民生委員からの相談としては高齢者としても一人暮らしだということをなぜ知ったか、訪問したとしても迷惑がられるということも多くある。福祉除雪に関しては、地域の中で例えば、最近体を壊して除雪が大変そうだということであれば、毎年民生委員が掘り起こした福祉除雪の対象者の方の申請も上がってきている。民生委員の業務として行っている内容としては、一生懸命行っている内容ではないかと思っ

深村副主幹

ている。世帯くまなく定期的に回って、仕事として課するものではないが、民生委員の活動の中で協力して取り組んで続けていきたいと考えている。

② 老人クラブの役員の方たちとも懇談をさせていただく中で、市としては補助団体が複数あって、老人クラブについてのみ単独上乗せというのはなかなか難しい。老人クラブの方たちが設置目的である健康、友愛、奉仕の考えのもとに地域での活動を展開していく中で事業的な補助ということであれば、それは検討させていただきたいということで返答させてもらっている。高齢化の進展の中で老人クラブの果たす役割も大きいと認識しているので、そういった新たな事業展開、仕組みなどの相談があれば、介護福祉課まで知らせてほしい。

渡邊副所長

① 包括支援センターでは独居、来年度は夫婦世帯について戸別に生活に不安があるかどうか、チェックリストを用いて聞き取り調査に回る。十分ではないが、その中で今ある福祉サービス、除雪、ヤクルトなどのサービスを活用できるように戸別に説明して、利用を進めているところである。引き続き来年度も戸別に細かく説明したいと思っている。昨年12月末の市民会議のときも市長から話があったように、広報等では若干見づらい部分もあったかと思うが、福祉除雪などいろんなサービスについて、高齢者にわかりやすい絵や文字も使ったパンフレットを現在作成している。今月末には戸別配付できると思っているので、来年度それを町内会や包括支援センターの職員、民生委員にも活用していただけたらと思っている。

大 谷

包括支援センターには直接相談に行かなければ、そういうことはわからない。なかなかそれを自分でできない人たちがたくさんいるので、その方たちに対してどのようにすればよいかということなのだが、自分でしなければ難しいとい

渡邊副所長

うことなのか伺う。

包括支援センターにおいて、生活に不安を持っている方の把握方法としては、窓口対応のほか、町内会、民生委員の方たちとは常に連携を持っているので、そちらの方からこのような人がいるのであるという相談もかなりある。もちろん電話だけで本人から来る場合もほとんど訪問をして細かく行っており、健康づくり課から検診等でも情報をもらった場合は訪問しているので、年間総合相談としては、400 から 500 件の相談を受けて、細やかに対象になるものについては引き続き制度説明をしているところである。

委員長
渡 辺

他に質疑はあるか。

① P76～77、社会福祉協議会補助金で社会福祉施策を社会福祉協議会に任せているということは大変ありがたいことだが、一方では社会福祉協議会にあらぬうわさが多い。例えば、役員の報酬をお手盛りしているということもある。社会福祉協議会は恵まれない人たちのために市民の浄財、市の浄財を補助金や貸付金で支出をしているからには、指導監督あるいは協力は適正に行わなければならないのではないかと思う。監査と市の関係がどのようになっているのか具体的に説明願う。

② P78～79、社会福祉事業団の関係で保育所、身障者の施設、介護施設、デイサービス事業、老人介護施設など多くの施策を社会福祉事業団に任せているが、このような介護というのは、企業が参入し民間に任せるということで11年くらい前からできたはずである。地方ではこのような企業を育成できないで結果的には社会福祉事業団なるものが寡占状態になっていると言われている。そういう寡占状態で社会福祉事業団が第2の市役所となっているのではないかと全国的に言われている。滝川もそのような状態なので、この寡占状態でもし不正が起きれば、大変なことになってしまうと思う。たくさんの社会福祉事業を任せている事業団へのチェックは極めて大切だと思うがどのようになっているのか伺う。

③ 老人クラブ運営補助金について、どこの老人クラブでも地域の花壇をきちんと整備して花を植えて、公園の草刈りなどをして、その報酬として出ていると思う。そういう意味で道の補助金の率を下げろと言ったから下げてそのままではよいということにはならないと思う。病気の老人に対してはさまざまな措置があるが、元気な老人の対策費がだんだん削られている。特に田村市政になってから老人事業の規模が小さくなっている。全体の元気な老人の対策を見直すべきではないかと思うがいかがか。

④ 生活保護に要する経費で、生活保護の決定に民生委員が重要な役割を果たしていると思うのだが、この生活保護費の受給の決定に当たって、今民生委員の方々にどのような役割をしてもらっているのか伺う。

国嶋課長

① 社会福祉協議会について、市から社会福祉協議会に運営費として人件費を主とする補助金、それ以外には事業費として心配ごと相談やふれあい電話、その他の事業の補助金を支出している。その際には滝川市の要綱に基づいてその内訳、経費、決算についても年度の終了には出している。役員報酬については、市の補助金の対象には入っていない。社会福祉法に基づく設置された団体、ただし、民間団体なので会長以下役員会、評議員会それらの理事会等で役員の報酬について金額などを諮って決定されていると思う。役員の報酬について市のほうで高いとか安いといったことは言えない。

④ 生活保護の支給開始の決定に民生委員が関与するということはない。あく

までも地域の相談役として困った人がいる、あるいはこういった相談を受けたということで私どものほうに連絡をしていただくことになっている。開始になった後については、地域の民生委員に生活保護の方に毎月の保護費の決定の支給通知書を届けていただき、そのときに一声かけていただいて、体調を聞いてもらい、何か不審があれば市のほうに通報いただくこととしている。過去には民生委員が具合の悪い方を発見して通報いただいて、市のほうで駆けつけたところ自宅で亡くなっていたという例もある。開始後については、そのように密接な協力をいただいている。

深村副主幹

② 社会福祉事業団は北海道が管轄する社会福祉法人であり、施設並びに社会福祉法人本体そのものに対する定期的な監査、各施設への実地指導が行われている。そうした監査の点については、北海道が定めた観点、視点に基づいて適切に監査が行われていると考えている。指定管理の関係で指定申請の書類をいただく中に事業団の予算、決算書も当然提出いただいている。事業団が適正な資金運用を行って、施設運営に当たっていただいているというふうに理解している。

③ 2,700 円は運営費ということで、各单位クラブにはどのように使ってもらっても構わない。一方、これとは別に年間 120 万円で生きがい活動事業ということで各单位クラブの皆さんが地域の環境美化のためのごみ拾いや植栽に当たっていただいた場合には年度末において、その各单位クラブが稼働した実績に応じて報償費を支出している。運営費補助金と各单位クラブが独自に活動した部分については 120 万円の枠があるが、その活動実績に応じて支出している。敬老会の関係も平成 15 年に予算の絡みもあって見直した。その背景として、一同に介して集まる上でトイレの面や体調の関係でなかなか出向くことができないといった参加率が低下したということもあって、一同で介するのは市全体としては取りやめようということになった。市内 5 地区で取り組まれた部分もあり、今となつては各町内会で独自の取り組みも行われているというふうに聞いている。市全体としての敬老会の取り組みは見送ることになったが、市としては敬老事業ということで 75 歳と 88 歳の方に対し、祝い品の贈呈を民生委員とともに保健福祉部の職員で対応しているところである。総体の予算の中でいかに割り振りをしていくかという観点である。

委員長
清水

他に質疑はあるか。

① 住民訴訟対応に要する経費をどの程度見ているのか伺う。証人尋問、結審、判決の時期の見込みについて伺う。また、違法支出はなかったという考えに変わりはないのか伺う。

② 社会福祉事業団との指定管理が 1 年なのは、施設譲渡を 3 年以内に予定しているからなのか。5 年以上で譲渡を予定していれば、指定管理は 3 年ということになると思う。どのように譲渡をしようとしているのかスケジュールについて伺う。七、八年前からタッグ計画にも載っていたが、三、四年前に動きが止まった。この急に止まった理由について伺う。

③ 福祉除雪について、社協と業者の契約あるいは、福祉除雪利用者の方への説明の中では 15 センチの積雪で出動するということだが、市道除雪は 10 センチで出動になっている。実態としては福祉除雪の業者は 10 センチで出動しなければならない。事実上 10 センチで除雪が行われている。こういうことで、契約の中で整合性がないようなことは起きていないのか伺う。

国嶋課長

① 経費として予算書の中では、予備費からの流用を検討している。理由とし

ては、まず開催される裁判の回数がこちらで決められるものではないので、明確な予算が読みづらい。裁判の結審等に伴う報酬金も結審がいつかということによって、時期が不明である。その時々で予備費流用で対応したいと考えている。2月の第14回住民訴訟で原告側のほうから証人尋問の要請書が出された。その中には市の職員の名前もあった。これの経費については本来裁判所が証人尋問を決定した場合については、裁判所経費で旅費等の支給があるが、前回刑事裁判のときに市の職員については、市費の旅費で対応している。これに準じた取り扱いになると思っている。結審、判決の時期の見込みについては、まだめどが立っていない。次回4月下旬に第15回の住民訴訟の口頭弁論が行われる。そのときに証人尋問の人数、対象者による尋問時間等が裁判所の判断で示されると思っている。それによって、それ以後口頭弁論、証人尋問が何回行われるのか。1回で終わるのか3回に分けて行われるのか。それ以後の結審、判決になるので、早ければことしの秋、冬になるかと思う。今、2カ月に1度開催されているので、6、8、10、12月が年内になる。そのいずれかで判決という見込みになるのではないかと予想している。今時点においても違法支出がなかった考えに変わりはないのかということについては、住民訴訟についてはまさしくその点が裁判にかかっているところなので、現在私どものほうからコメントできる状況にない。

深村副主幹

③ 社協と市との契約の中で概ね15センチ以上の積雪があった場合というように契約を結んでいる。15センチと10センチ、あるいは13センチという雪の積雪状況の境がどこでつけることができるのかという部分があり、現在は市の除雪車が出動したときにあわせて、業者には出動いただくこととなっている。玄関前の除雪と同時に道路の前に市道の除雪車が置いていく雪の処理の問題もあることから、市道の除雪車が出動した後に福祉除雪の業者は出動し、家の前の通路部分の除雪をあわせて、道路入り口部分の除雪も1メートル幅だが、行っているところである。

橘部長

② なかなか譲渡が進まないということについて、今年度自主経営を目指すための事業団が策定した中期経営計画というものがある。23年から5カ年間の基本計画をもとに協議を進めてきた。老朽化した施設の改修、建てかえの問題もあり、または障害者自立支援法に基づく新体系への移行ということで、施設の方角性がどう向かっていくのかという問題もある。自治体としては余り類を見ない規模の大きい資産譲渡ということであり、なかなか進んでいかないというのが実態である。1つ1つ問題をつぶしていかなければ譲渡は難しいということで、かなり年数をかけて協議を行っているが、なかなか合意に至っていないというのが実態である。数年前から計画が止まっているという話だが、市としては事業団と頻繁に話し合いを行っている。決して中断はしていないということで理解願いたい。350人という職員を抱えている組織であり、譲渡した後果たして安定した事業ができるのか、または雇用の確保ができるのかといういろいろな視点から検討してきた。それを1つ1つクリアしていかなければならないというわけであり、なかなか議会に提案できないという状況である。指定期間の3年を1年とする理由だが、30年という事業団のノウハウがあり、指定管理は公募によらず、非公募の指定管理とした。何とかして1年の間に譲渡したいという熱い思いがある。そういったことで、仮に3年という長いスパンで指定管理をした場合は公募ということを視野に入れなければならないのではないかということもあり、1年間という限定で譲渡しようという思いで特例という

提案をした。

清 水

① 市道除雪の場合は10センチで除雪組合が一手に引き受けているので、恐らく指揮伝達系統は組合がきちんと管理していると思う。福祉除雪の場合は15センチだからどういうふうに判断しているのかと思う。10センチで出動するとすれば、市道除雪が始まったらすぐ出なければならない。先ほどの説明では、市の除雪車が出動したときに出勤しているのであれば、10センチにしなければならないと思う。そこを15センチにしているのは整合性がないと思う。この福祉除雪が始まって、当時と今とでは状況が変わっているのではないか。当時ある事情があつて15センチとしているのであれば、それを尊重しなければならないと思うが、今の状況を考えればどうして15センチにしているのか疑問である。そういう観点で見解を伺う。

② 1年で譲渡をしたいという熱い思いがあるということだが、そういう熱い思いに比例した譲渡計画が必要と思うが出されていない。なぜか伺う。

深村副主幹

① 現在、市内を4地区に分けて、2つの業者に福祉除雪の対応をしていただいている。2つの業者には市の除雪車が出動したときには連動して、福祉除雪も出勤してもらうようにと認識を統一していただいている。15センチということでの周知が今まで続いてきた。当時の15センチの背景はわからないが、制度そのものは昭和61年にスタートして現在まで25年余り過ぎたわけだが、実態に合わせた形での周知に今後は努めていきたい。あわせて契約等についてもそのように対応したいと考えている。

橘 部 長

② さきの厚生常任委員会でも委員のほうから指摘があつた。市と事業団との協議の内容が見えてこないという話があつた。確かに我々としては今年度については、余り委員会には報告していなかった。これについては反省しているところである。23年度以降事業団と市とのいろんな打ち合わせを行う。それについては逐次報告させていただきたいと考えている。新タッグ計画の最終年度なので、何とか果実が熟して、譲渡が成就できるよう努力していきたいと考えている。譲渡条件だが、長期的な視点と起債の償還もあるが、全国的には譲渡する場合、土地は有償、建物は無償ということを前提として進めている。そのほか譲渡についても、いろんな面で問題がある。そういったものを1つ1つクリアしていきたいと考えている。

清 水

福祉除雪は簡単に10センチに合わせるということではなく、15センチと10センチということは何かあつたと思う。福祉除雪の業者は請負費が大変安い。加えて石油高騰などがあれば、本当に大変な状態となる。そういう中で15センチなのになぜ10センチで出勤しなければならないのかという声もある。討論で要望をする。

事業団について、なぜ止まったのかということを知っている。何か特別なことがあつたのか伺う。

橘 部 長

決して止まってはいない。19年7月に事業団は一般法人化した。46通知といって、これに基づいて一般法人化したわけだが、それからずっと譲渡へ向けて市のほうと詰めている状態である。決して止まっておらず、保健福祉部として常任委員会に報告する機会が少なかったということは反省している。今後とも譲渡の内容については、逐次報告していきたいと考えている。

清 水

事業団の譲渡計画が止まった最大の理由は、人事問題だと知っている。事業団の理事構成が18年度から19年度に変わるときに大幅に変わった。市長が理事長でなくなり、前助役が理事長になった。その後も理事構成がかなり変わって

いる。社会福祉事業団の理事というのは、350 人ということもさることながら、市の財産を受け継いでいく役割がある。そういった事業団が安定した経営ができるという理事構成になっているのかどうか。そういう点で心配であるということが止まった背景にあるのではないかと思う。そのような考えは持っていないのか伺う。

橘 部 長

譲渡するためには、それなりの組織、運営体制が必要になる。現在、役員体制で、当初理事が7名いた。去年の11月に役員改選して、2名増員されて、現在9名の理事で構成されている。評議員についても14名から19名という組織に拡充されている。役員も当初は評議員と理事が重複していたものもあった。現在はすべて組織を明確化しようということで、理事は理事で9名。評議員は評議員で19名という体制で進めている。理事会と事務局があり、その業務の執行体制を強化するという意味で、2年ほど前から法人運営委員会を設置した。それは理事会をスムーズに運営させるためのものであり、事務局へのきめ細かな指導をするためのものである。こういった組織も立ち上げているので、着々と事業団の本部体制は拡充されている。ことし1年譲渡へ向けて頑張りたいという気持ちである。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で民生費及び関連議案第13号、第17号、第24号、第28号、第29号の質疑を終結する。

衛生費

委 員 長

衛生費の説明を求める。保健福祉部長。

橘 部 長

(衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

委 員 長

市民生活部長。

西村部長

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

大 谷

① P93、女性特有のがん検診事業について、国が2分の1ということで予算化されていると思うが、年齢を区切って案内を出していると思う。その受診率について伺う。もし、受診率が低い場合、1回も適用にならない年齢以上の人にも適用することができないのか伺う。

② P95、使用済食用油燃料化推進事業について、以前は学校給食等の廃油をもらっているとのことだったが、それらをもっとたくさん回収するような方法として何か考えられているのか伺う。処理手数料と燃料代を考えた場合の効果はどうか伺う。

織田主幹

① 22年度については、まだ年度途中ということで21年度の実績だが、子宮がんの対象者は20歳から25歳、30歳、35歳、40歳となっている。20歳の受診率は16.5%、25歳で24.9%、30歳で39.8%、35歳で32.7%、40歳で45.8%で年齢が上がるごとに受診率は上がっている。乳がんの検診のクーポンのほうだが、対象者は40歳から5歳刻みで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳までとなっている。40歳の受診率は45%、45歳で43.8%、50歳で31.2%、55歳で29.1%、60歳で35%となり、これは年齢が高くなるごとに少しずつ受診率が下がっている。総体的には昨年度の実績で、子宮がん検診は全体で33%の受診率で、乳がんは36.3%だった。今年度は昨年の6月から始まったが、受診率は昨年度より落ちており、2月末現在で40歳代で30%、50歳代で24.1%。子宮がんのほうは22%と1月にまた再度個別の受診勧奨を行ったことと、新聞等での受診勧奨もしているが、3月末をもっても少し昨年より下がる状況にある。

今後、5年間行うことで、この年齢層に均等に当たるということで進めているので、今、2年目だが、5年間を予定しており、国で指定していない年齢のところは、今のところは考えていないが、この年齢層には向こう5年間は考えている。

橋本主査

② 車の燃料として使う部分においては、使用済み食用油が使える車が限られているということがあるので、量をふやすということよりも、利用方法の模索等も視野に入れて考えていかなければいけないと考えている。経費と効果の問題だが、21年度の実績で1万6,000リットル利用しているということでいけば、これまではリットル当たり20円程度の処理料金を払って、業者に処理をお願いしていたので、効果としては160万円を上回る効果を得られていたと考えている。

大 谷

① 使用できる車が限られているということで、これ以上にはたくさん回収する方法を考えたとしても、今の段階ではちょうどよい状況にあるということで確認してよいのか伺う。

② 今説明のあった年齢の方は5歳刻みで順次できるのだが、それ以上の方の不公平感があるので、できればそういった検討も今後していくべきと思うがいかがか。

織田主幹

② クーポン事業に関しては、一応国の補助事業も使っているのですが、この刻みですが、そのほかの対象者の方には2年に1回、子宮がん、乳がん検診を受けてくださいということなのだが、年に1回は必ず市の助成もあるので、全額負担ということではなく約半額の助成をしながら検討しているので、それを使いながら受診をしていただきたいと考えている。

橋本主査

① 量的にはほぼ見合っている。

大 谷

5歳刻みのクーポン券の方はこれでよいが、私としては1回も対象にならないまま60歳を超えてしまっている方たちを何とか考えることはできないのか伺う。

織田主幹

今回クーポン事業というのも女性の罹患率の高さにターゲットが当てられているということもある。一番リスクの高い方に検診を受けていただくということで、無料というだけの理由ではなく啓蒙的な目的もある。始まった時点で60歳以上の方には無料のクーポンは当たらないが、検診の必要性というのは周知しながら、検診していただきたいと思う。無料ではないが半額助成ということもあるので、そういう助成を使いながら、進めていきたいと考えている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

渡 辺

① P94～95、滝の川斎苑について、衛生施設組合があるわけだが、葬儀のときに北海道の中でもホテルのような斎苑ができています。それから見ると滝川は見劣りしたり、炉が足りないといったこともあり、集中したときに出棺が午後になって、夕方に帰るという問題が出ている。改築についてはどうなっているのか伺う。

② 使用済み食用油の燃料化について、1万6,000リットルで使用する車が限定されているため、それ以上は必要ないというように、市役所がそれでよければ、それで終わってしまっている。市民のために使用済み食用油を使った運動を広げる気があるのか伺う。

③ 他会計繰出金で7億円程度繰り出している。これだけ繰り出して、病院事業会計の決算で数千万円の黒字と言っている。市の浄財をそれだけ繰り出しているということを強調すべきと思うがいかがか。

	④ P96～97、じん芥処理費で五、六年前に7億円、それがだんだんと多くなっている理由について伺う。
西村部長	① 斎苑については中空知衛生施設組合が経営している。今のところ改築の計画があるとは聞いていない。施設を充実させるために計画的に炉の修繕、工事関係をそれぞれ進めている。一時期件数が重なり、不便をかけているということも聞いている。当分は炉の計画的な修繕、工事関係ということで進めていきたいと考えている。
橋本主査	② 使用済み食用油の利活用について、市民の方にすべからくその恩恵が行き渡ることが一番望ましいことだと考えているが、技術的に市民の方が直接使える方法というのはなかなか難しい状況があるので、そういった公共の用に供するという方法で利活用を行っている。ことし省エネルギービジョンということで、いろいろ検討してきた結果を公共施設等を先導的にその効果等を事業者と連携をしながらPRすることで、こういった経済的にも環境的にもメリットがあるということを周知して普及を図っていききたいと考えている。
庄野主幹	④ じん芥処理費の増だが、中空知衛生施設組合の負担金等を含めて処理費等が上がっているので、そういうものの増ということがこの中に入っている。
堀副主幹	③ 病院事業会計への9,587万9,000円の内訳の内容については、交付税算定に係る部分が大半を占めておりその分が約6,900万円。改築に係る部分が2,400万円。高等看護学院に係る分が2,800万円。それぞれ前年予算よりも増額となっている。これらはすべて地方公営企業繰出金についてという通知に基づいてのものである。
委員長 清水	他に質疑はあるか。 ① P97、23年度にごみ袋の料金を値上げすると表明されているが、そのスケジュールについて伺う。 ② ごみ袋は1枚売りもできるということになっているはずだが、1枚で売ってくれない店がある。そういう店に対する指導の徹底について伺う。 ③ P95、廃屋対策の年間スケジュールについて伺う。議会で取り上げられ、市は関係ないという話が続いていたが、昨年から連絡を取り始めて、全体で100軒前後の廃屋、衛生管理が行き届いていなく危険なところに連絡が取られて、数十戸改善されたという答弁があった。来年度、調査、連絡、改善の戸数見込みについて、また長崎市のように条例化をして最終的な方法として、一時市が処理をするようなかなり強硬的な対策も含む条例化等の計画について伺う。 ④ P97、ごみ最終処分場で現在のダイオキシンの測定状況と旧処分場に埋め立てられていた焼却灰は地中何メートル、広さ半径何メートルの範囲にあるのか伺う。
深瀬課長	③ 平成10年から22年までの間に地域や町内会から苦情や通報があった件数が56件あった。昨年、指導を繰り返しながら対処をした結果17件になったと説明したが、その後また1件減って、私どもで今危険だと考えている廃屋は市内で16件把握している。市としても危険な廃屋を放置していくわけにはいけないということで、条例の制定によって改善していこうと考えて検討を重ねてきた。実は本議会で提案をすべく検討を重ねてきたが、他の先進地の事例等も調査した結果、結局条例では精神論的な部分があり、その中では所有者の責務や市民からの情報提供を受けるとか、指導、助言、勧告、命令、立ち入り調査、それでだめな場合は公表するということがある。それも強制力を持ったものではないので、例えば同意がいただける方に関しては市が代行して解体するとい

う実行性の持った施策が取れないかということで、今しばらく時間をいただき、それについては当然予算措置が必要になるので、そういったことも合わせて、23年度の遅くない時期までにもう少し検討をさせていただきたいと考えている。

庄野主幹

① 広域連合のほうで新しい焼却場のランニングコストの積算を進めている。これらをもとに滝川市の積算をしていくことになる。この後4月に入ってから衛生施設組合を構成している市町とも連絡をして、情報交換をさせていただこうと思っている。5月には廃棄物減量等推進審議会を立ち上げて審議いただく予定である。7月、8月くらいに地域懇談会で考え方を整理して示したいと考えている。それらをまとめた上で9月の3定に改正条例等を審議いただくよう提案したいと考えている。

② ごみ袋の販売店は72店ほどあり、そのうち48店舗で1枚売りの対応をいただいている。1人暮らしの方などはばら売りを求めることもあり、在庫管理が可能なように1枚売りのバーコードも用意をしながら取り扱い店をふやしていきたいと考えている。

④ 旧焼却場の焼却灰については、昭和60年11月から平成6年11月まで旧処分場に埋め立てている。このときの量がおよそ2万396トンということで、先日の議会でも説明したが、広さや深さについては資料が確認できない。旧処分場ということになるので、ダイオキシン類対策特別措置法の対象外施設になっているので測定というのはいっていない。通常の水の検査を行っているが、ダイオキシンについては行っていない施設ということになっている。

清水

① 値上げ計画について、予想より早いペースである。5月ということは、統一地方選挙が終わって新しい市長に決まって、議会が決まり、1カ月もしないうちに値上げ案が示されるということは、ほとんど計画案ができていると理解してよいか。今の状況を伺う。

② 1枚売りをしない店はまずいのではないかと思います。指導が弱いのか、1枚売りをしなくてもよいとしているのか。1枚売りをしなくても販売店として今後も認めていくのか伺う。

③ 旧処分場の水の検査について、どのような定期検査が行われているのか伺う。

庄野主幹

① 今は積算の根拠資料を集めているが、審議会の中で新しい価格や料金を示すということではない。審議会の中での意見、特に減量化ということが大きな課題となるので、そういう意見をいただきながら、適切な料金体系というものはどういうものかという意見をいただいた上での検討となる。

② 契約上は1枚の取り扱いというような契約は行っていない。店の在庫管理等の問題があるので、それらを理解いただきながら可能な限り1枚売りをさせていただく形でお願いをしている。昨年も各店に要請をしている。まだできていないところがあるので、大型店やフランチャイズの店等が本部との関係もあるようでそこまでいっていないということがある。再度、巡回をしながらお願いをして、1枚売りの店をふやしていきたいと思う。

③ 水の検査の項目だが、旧最終処分場の分だが、調査対象の項目としてカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、ポリ塩化ビフェニール、ノルマルヘキサン抽出物の調査をしている。

委員長
田村

他に質疑はあるか。

じん芥処理費が前年より3.5%ふえている。人口が減っている割にはふえてい

る。収集委託をしている業者が何社いるのか伺う。また、その収集車は市の車だと思うが、それに対する車の使用料は委託料からその分を引いているのか、それとも全くゼロにしているとしたら、収集車の分はどこに算入されているのか伺う。

庄野主幹

厚生常任委員会で報告した関係があるが、1社が許可の取り下げをした。3月いっぱいまでは今の体制で収集している。4社体制ということである。新年度からは3社体制ということになる。その中でパッカー車が4台あり、この分についての修理費等車の経費については差し引いた形の積算をしている。

田 村
庄野主幹

1社減になった理由を詳細に説明願う。

厚生常任委員会の中でも説明したが、産業廃棄物関係も取り扱っている業者で、その産業廃棄物の取り扱いの中で手続上不適切な処理があった。その関係で道のほうから許可の取り消しの通知を受けるという状況になり、それ以前に産業廃棄物については許可の取り下げを申し入れたということになった。このことによって、廃掃法によって欠格要件に該当し、一般廃棄物についても収集業務ができないということになる。その手続の前に社会的な責任というような形で滝川市に対して廃棄物の処理の許可の取り下げ、滝川市が委託している業務についての契約の解除申し入れがあった。

田 村

契約に関して、違約的なものはないのか伺う。また、1社減った分のその業者が収集していた分を3社に平等に振り分けたのか伺う。

庄野主幹

委託業務の契約条項によって、業を取りやめたことに対して、契約金の賠償金の請求が出てくる。それは契約額の100分の10という金額ということになる。1社減った分だが、4社体制で収集しているが、1社は粗大ごみ、あるいは資源ごみの回収という委託をしているので、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみの収集に対しては3社体制で行っていた。その1社の分についてはパッカー車を持っている企業ということで2社に振り分ける予定である。

田 村

100分の10の金額は幾らか伺う。100分の10を今後振り分けられる2社が支払うといううわさがある。そのことについて把握しているか伺う。

庄野主幹

賠償金は年間契約額の100分の10ということなので、280万7,700円という金額になる。賠償金はあくまでも業を廃止した1社だけであるが、他社が負担をするという話は聞いていない。

委 員 長
堀

他に質疑はあるか。

庄野主幹

ごみ袋の容量等の変更やアイテムをふやす考えはあるか伺う。

過去に生ごみについては小さな袋をつくった経過があるが、今の段階では、この袋が適当な大きさと考えている。

堀

木などの枝を剪定した場合、既存の袋では小さすぎて非常に不便であると要望がある。そういうものを入れることのできる大きい袋をお願いしたいと思うがいかがか。

庄野主幹

木に関しては、袋に入れば燃やせるごみという扱いになるが、大きなものになった場合は、粗大ごみの扱いでシールを張って出していただく形になる。

堀

燃えるごみで出す場合と粗大ごみで出す場合の料金はどうか伺う。

庄野主幹

袋に入れば40リットルで80円ということになるが、粗大ごみの扱いになると容量も大きくなるので、200円ということになる。

委 員 長

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）

以上で衛生費の質疑を終結する。以上で本日の日程はすべて終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれで散会する。

散 会 16:00